

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業金融対策費

## 事業名 利子補給金・利子助成補助金・保証料補給金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農業経営課 農業共済・金融係 電話番号：058-272-1111 (内 2894)

E-mail：[c11419@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11419@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 20,000 千円 (前年度予算額：26,241 千円)

### <財源内訳>

| 区 分 | 事業費    | 財 源 内 訳    |            |            |          |     |     |     |            |
|-----|--------|------------|------------|------------|----------|-----|-----|-----|------------|
|     |        | 国 庫<br>支出金 | 分担金<br>負担金 | 使用料<br>手数料 | 財産<br>収入 | 寄附金 | その他 | 県 債 | 一 般<br>財 源 |
| 前年度 | 26,241 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 26,241     |
| 要求額 | 20,000 | 0          | 0          | 0          | 0        | 0   | 0   | 0   | 20,000     |
| 決定額 |        |            |            |            |          |     |     |     |            |

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

農業者等が経営改善、新規就農、災害復旧、負債整理等のため、農業制度資金を借り入れる際に、融資機関、農業者等に利子補給、利子助成、保証料補給を行うことで、農業者等の負担を軽減し、農業経営の規模拡大、農業の担い手育成・確保、被災農業者の経営維持等に資することを目的とする。

### (2) 事業内容

#### 【農業近代化資金の概要】

- ・償還 (据置) 期間 7～20 (2～7) 年以内
- ・実質貸付利率 認定農業者等の場合 年利 0.16～0.30%  
認定農業者等以外の場合 年利 0.30%  
(上記利率はいずれも令和2年9月18日現在)
- ・利子補給率 0.70～1.30% (令和2年9月18日現在)
- ・R3年度利子補給融資枠 383,000 千円

#### 【農業企業化特融資金の概要】

- ・償還 (据置) 期間 1～7 (1～3) 年以内
- ・実質貸付利率 年利 0.20%～0.30% (令和2年9月18日現在)  
家畜疾病経営維持資金、食肉流通経営維持資金、  
CSF 緊急対策資金は年利 0.0%

- ・ 利子補給率 年利 1.30%～1.40%（令和 2 年 9 月 18 日現在）  
家畜疾病経営維持資金は年利 0.80～0.9536%  
食肉流通経営維持資金は年利 0.80%  
C S F 緊急対策資金は年利 1.00%
- ・ 保証料補給 C S F 緊急対策資金は年利 0.47%
- ・ R3 年度利子補給融資枠 233,000 千円

#### 【農業経営改善促進資金の概要】

- ・ 償還期間 1 年以内
- ・ 貸付利率（農業者） 年利 1.5%
- ・ 利子補給率（農業信用基金協会・長期プライムレート）年利 1.0% 以内（令和 2 年 9 月 18 日現在）
- ・ R3 年度利子補給融資枠 84,000 千円

#### 【農業経営基盤強化資金の概要】

- ・ 償還（据置）期間 25（10）年
- ・ 貸付金利 0.16%～0.30%（令和 2 年 9 月 18 日現在）

#### 【農業経営負担軽減支援資金の概要】

- ・ 償還（据置）期間 10～15（3）年以内
- ・ 実質貸付利率 年利 0.30%（令和 2 年 9 月 18 日現在）
- ・ 利子補給率 1.30%（令和 2 年 9 月 18 日現在）
- ・ R3 年度利子補給融資枠 12,000 千円

#### 【経営体育成強化資金の概要】

- ・ 償還（据置）期間 25（3）年
- ・ 貸付金利 年利 0.30%（令和 2 年 9 月 18 日現在）
- ・ 利子助成率 0.30%
- ・ 利子助成期間 貸付当初 12 年間
- ・ R3 年度利子助成融資枠 120,000 千円

#### 【新規経営体育成資金の概要】

- ・ 償還（据置）期間 25（3）年
- ・ 実質貸付金利 年利 0.00%
- ・ 利子補給率 1.60%（令和 2 年 9 月 18 日現在）
- ・ 利子補給期間 貸付当初 12 年間
- ・ R3 年度利子補給融資枠 42,000 千円

### （3）県負担・補助率の考え方

【農業近代化資金、農業企業化特融資金、農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金、新規経営体育成資金】 県 10/10

#### 【農業経営改善促進資金】

国と県でそれぞれ農業信用基金協会借入金の 2 分の 1 相当額に対し、利子補給

### 【農業経営基盤強化資金】

- ・平成23年度までの借入に対して金利の一部を助成

#### (4) 類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算内訳

| 事業内容 | 金額     | 事業内容の詳細           |
|------|--------|-------------------|
| 補助金  | 20,000 | 利子補給金、利子助成金、保証料補給 |

財政課で記載します。

### 4 参考事項

#### (1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略  
農林畜水産業の活性化
- ・産業や業種の特성에応じて産業の中核となる人材を育成するとともに、担い手の高齢化の状況に鑑み、若者の新規就業を促す取組みを推進する

#### (2) 国・他県の状況

【農業近代化資金、農業経営改善促進資金、農業経営基盤強化資金、農業経営負担軽減支援資金】

- ・他県においても同様に実施

【農業企業化特融資金、経営体育成強化資金利子助成制度、新規経営体育成資金】

- ・岐阜県独自の資金、補助制度である

#### (3) 後年度の財政負担

融資期間や利子補給等承諾期間に応じ、毎年利子補給等を実施

# 事業評価調書

|  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新規要求事業            |
| <input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業 |

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

**・何をいつまでにどのような状態にしたいのか**

県内における農業の担い手を育成・確保するため、農業経営の規模拡大や経営感覚に優れた経営体の育成に資することを目的とする。

新たに大規模な農業経営を開始する新規就農者等に対し、就農準備に必要な資金を実質無利子で融資することにより、新規就農への支援を実施するほか、災害や家畜伝染病等による影響を受けた農業者等に対し、資金を融通することにより、経営を支援する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

| 指標名                      | 事業開始前 | 指標の推移         |              | 現在値         | 目 標         | 達成率 |
|--------------------------|-------|---------------|--------------|-------------|-------------|-----|
| 農業近代化資金<br>利子補給承諾件数      | (H )  | 5 件<br>(H29)  | 9 件<br>(H30) | 2 件<br>(R1) | 3 件<br>(R3) | %   |
| 農業企業化特融資金<br>利子補給承諾件数    | (H )  | 0 件<br>(H29)  | 0 件<br>(H30) | 2 件<br>(R1) | 3 件<br>(R3) | %   |
| 農業経営改善促進資金<br>貸付契約件数     | (H )  | 5 件<br>(H29)  | 6 件<br>(H30) | 6 件<br>(R1) | 6 件<br>(R3) | %   |
| 農業経営基盤強化資金<br>利子助成件数     | (H )  | - 件<br>(H29)  | - 件<br>(H30) | - 件<br>(R1) | - 件<br>(R3) | %   |
| 農業経営負担軽減支援<br>資金利子補給承諾件数 | (H )  | 0 件<br>(H29)  | 0 件<br>(H30) | 0 件<br>(R1) | 1 件<br>(R3) | %   |
| 経営体育成強化資金貸<br>付件数        | (H )  | 10 件<br>(H29) | 4 件<br>(H30) | 3 件<br>(R1) | 4 件<br>(R3) | %   |
| 新規経営体育成資金貸<br>付件数        | (H )  | 9 件<br>(H29)  | 2 件<br>(H30) | 1 件<br>(R1) | 2 件<br>(R3) | %   |

(前年度の取組)

|   |  |
|---|--|
| ・ 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）               |  |
| 【農業近代化資金】                               |  |
| 利子補給承諾件数 2件、融資額 18,770千円、利子補給額 10,100千円 |  |
| 【農業企業化特融資金】                             |  |
| 利子補給承諾件数 2件、融資額 109,000千円、利子補給額 6千円     |  |
| 【農業経営改善促進資金】                            |  |
| 貸付契約件数 6件、貸付極度額 92,000千円、利子補給額 72千円     |  |
| 【農業経営負担軽減支援資金】                          |  |
| 利子補給承諾件数 0件、融資額 0千円、利子補給額 0千円           |  |
| 【経営体育成強化資金】                             |  |
| 利子助成承諾件数 3件、融資額 59,549千円、利子助成額 473千円    |  |
| 【新規経営体育成資金】                             |  |
| 利子補給承諾件数 1件、融資額 6,140千円、利子補給額 578千円     |  |

(前年度の成果)

|   |  |
|---|--|
| ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果  |  |
| 【農業近代化資金、農業企業化特融資金、農業経営負担軽減支援資金、経営体育成強化資金、新規経営体育成資金】                            |  |
| 本事業の実施により、農業制度資金の借入れを希望する農業者等は、低利により貸付けを受けることが可能となり、農業経営の維持・安定と規模拡大に貢献することができた。 |  |
| 【農業経営改善促進資金】  |  |
| 岐阜県農業信用基金協会が低利預託基金を造成する際に民間金融機関からの借入金に対して利子補給を実施し、農業経営改善促進資金の運用を支援した。           |  |

**2 事業の評価と課題**

(事業の評価)

|  |  |
|--|--|
| ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）              |  |
| ○：必要性が高い、△：必要性が低い                              |  |
| (評価)   | ○  |
|  | 農業経営の規模拡大・安定化、新規就農、災害や家畜伝染病からの復旧のための資金を低利で融通するもので、担い手育成のため、必要性が高い。 |
| ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）              |  |
| ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない |  |
| (評価)   | ○  |
|  | 利子補給等により、農業者等の資金借入れの際の負担軽減に貢献し、事業の有効性は高い。                          |

|  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）</li> </ul> <p>○：効率化は図られている、△：向上の余地がある</p> |  |
| <p>(評価)</p> <p>○</p>   | <p>農業者等から借入申込みがあった際に、早急かつ円滑に融資手続を進めることができるよう、必要に応じ農林事務所等による指導・助言を実施している。</p> |

(今後の課題)

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項</li> </ul> <p>融資機関その他の関係機関と連携して、農業者のニーズに合った農業制度資金を周知していく必要がある。</p> |
|--|

(次年度の方向性)

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか</li> </ul> <p>本事業は、農業者等の効率的かつ安定的な農業経営と規模拡大に資するものであり、また相当程度の需要があるため、引き続き県内の農業者等が低利で農業制度資金を借り入れることができるよう、融資機関に対し県が継続的に利子補給を行う必要がある。</p> |
|--|